

西予市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

平成 28 年 1 月 15 日
西予市告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、法及び施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定(以下「指定事業者の指定」という。)を受けようとする者は、指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定等)

第 4 条 市長は、前条の指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定事業者の指定を受けた者(以下「指定事業者」という)は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

3 施行規則第 140 条の 63 の 7 の規定により市が定める指定事業者の指定期間は、6 年とする。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 5 条に規定する指定訪問介護事業所、同基準第 93 条に規定する指定通所介護事業所又は西予市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則(平成 30 年西予市規則第 11 号)に基づく地域密着型通所介護事業所の指定をすでに受けている場合は、当該指定を受けている有効期間の満了日とする。

(指定の拒否)

第 5 条 市長は、指定事業者の指定を行うことにより、西予市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定を行わないことができる。

(変更の届出、廃止等)

第6条 指定事業者は、申請事項に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開しようとするときは、当該再開しようとする日の10日前までに、再開届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに、指定更新申請書(様式第5号。以下「更新申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の更新申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定の更新の可否を、当該指定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第3条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止(以下この条において、「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日(事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日)

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この告示に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行日前においても、この告示の相当規定により、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則([平成29年西予市告示第172号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([平成30年西予市告示第190号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第27号](#))

この告示は、令和3年3月16日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第154号](#))

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則([令和5年西予市告示第25号](#))

この告示は、令和5年4月1日から施行する。